

「証券受渡・決済制度改革懇談会」(第13回)議事要旨

【開催日時】 平成15年5月27日(火)午前10時～12時

【場 所】 日本証券業協会 第1会議室

- 【主な議題】
1. 証券決済制度改革における今後の改革推進体制について
 2. (株)証券保管振替機構における検討状況について
 3. 日本国債清算機関設立準備委員会における検討状況について
 4. 株券不発行法制の検討状況について
 5. 証券決済システム法制に係る最近の見直し状況について
 6. 証券決済制度に関する国際的動向について

【議事要旨】

議事に先立ち、前田座長より、本年1月14日から、株券等の統一清算機関として(株)日本証券クリアリング機構が業務を開始しており、同社は、重要なインフラ提供者の一つと位置付けられるため、今回より、同社に委員として参加いただく旨の報告が行われた。

また、委員の交代等があったため、紹介が行われた後、議事に入った。

1. 証券決済制度改革における今後の改革推進体制について

前田座長より、「先般、株券不発行制度の導入に関する要綱の中間試案が公表され、また、(株)証券保管振替機構において証券決済制度改革についての検討が進められるなど、法制面・インフラ提供者での対応が進行しているところである。今後、我が国の証券決済制度改革を着実に進めるに当たっては、制度改革全体を俯瞰的にフォローアップ・調整するとともに、市場の制度・慣行面の横断的な課題を実務上の観点から協議・検討する必要性が一層増すものと思われる。この点については、昨年11月に証券決済制度改革の実現に向けての全体像等を取りまとめた報告書『証券決済制度改革の推進に向けて』の中でも、同様の指摘がされていたところである。これを受け、従前の体制との関係も踏まえながら、当懇談会の下部機関である『証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ』から、今後の具体的な改革推進体制について提案があったので、まず、事務局の方から説明いただきたい。」旨の発言があり、事務局から説明を行った。

その後、意見交換を行い、本懇談会としては、「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」を発展的に改組し、原案のとおり、新たな検討体を設置することとした。

また、メンバー及び新たな検討体の名称等については、原案どおりとし(「証券決済制度改革推進会議」の設置要綱及びメンバーについては別紙参照) 座長については、同ワーキング・グループに引き続き、神田懇談会座長代理が務めることとなった。

2. (株)証券保管振替機構における検討状況について

前田座長より、「(株)証券保管振替機構においては、当懇談会からの検討依頼等もあり、決済照合システムの拡充、株式等の一般振替DVPの実現、一般債や投資信託の振替制度の検討等に精力的に取り組んでいただいているところである。本日は、同機構の村井常務取締役から、証券決済制度改革に関する同社の検討状況について、報告していただきたい。」旨の発言があり、引き続き、村井常務取締役より、証券決済システム改革を巡る同機構の主な取組み状況、一般債振替制度の検討状況、短期社債振替システムの稼働状況、株券喪失登録情報等照会システム(SITRAS)の現状について報告が行われた。

3. 日本国債清算機関設立準備委員会における検討状況について

前田座長より、「日本国債清算機関設立準備委員会は、昨年10月に当懇談会の下部機関として設置されていた『国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ』が取りまとめた報告書を受けて、国債清算機関への出資の意向を持った会社17社(行)が自主的に集まり、昨年11月に設置されたものである。同委員会におけるこれまでの検討状況について、委員長会社である野村證券から、説明いただきたい。」旨の発言があり、引き続き、野村證券から説明が行われた。

主な意見

- ・ 今回は市場参加者が協力して、一から国債清算機関を作っていくということ

で、大変な作業であると思う。清算機関の概要も固まってきたこと
であり、設立準備委員会の皆様には感謝したい。

- ・ 今後、収支計画も固まってきた、発起人の出資という具体的なフェーズに入っていくこととなる。何とか成功させたいと思うが、現在の準備委員会の参加会社数が17社ということで、銀行法のいわゆる出資上限5%ルールや均等出資ということをお案すると、出資者の確保について検討する必要があると考える。国債清算機関の果たす役割をできるだけ多くの方に理解していただいて、多くの出資者が集まるように働きかけていく必要があるのではないか。

私ども（同準備委員会）としても、幅広い方々から出資をいただき、また、参加をしていただきたいと考えているので、今後、PR活動を積極的に行っていきたいと考えている。皆様に御支援をお願いすることもあると思うので、その節はよろしくお願ひしたい。

4. 株券不発行法制の検討状況について

前田座長より、「法制審議会会社法部会は、去る3月26日に株券不発行制度の導入に関する要綱中間試案を決定し、パブリック・コメントに付され、4月30日まで意見募集が行われたところである。各団体から当局に対して意見が出されているようだが、本日は、始関法務省民事法制管理官に出席いただいているので、意見の動向や今後の審議予定等について、差し支えのない範囲でコメントをいただきたい。」旨の発言があり、引き続き、始関法制管理官より説明が行われた。

主な意見

- ・ 株券不発行が実現すれば、国債、一般債、CP等の全てがペーパーレスになり、欧米と比べても進んだ制度になると期待している。今後の問題としては、一斉移行を円滑に実現させるため、株証券保管振替機構への株券の預託率をさらに上げる必要があると考える。このため、官民をあげて預託促進を図っていく必要があると思う。
- ・ 制度改革を成功させるためには、市場参加者だけではなく、発行会社や株主

のコスト削減がはっきりと目に見える形で実現されることが必要であろう。したがって、システム面だけではなく、権利処理関係の実務についても、さらなる効率化・合理化（例えば、印鑑照合の廃止など）を図っていく必要があると思うので、この点については、政策当局のサポートもよろしくお願ひしたい。

5．証券決済システム法制に係る最近の見直し状況について

前田座長より、「今後の有価証券ペーパーレス化への取組み等について、本日は、金融庁総務企画局市場課の山崎企画官に出席いただいているので、それらの状況について報告いただきたい。」旨の発言があり、引き続き、山崎企画官より説明が行われた。

6．証券決済制度に関する国際的動向について

神田東大教授より、証券決済制度に関する国際的動向ということで、ハーグ証券準拠法条約等の検討経緯・動向の概要について報告が行われた。

主な意見

- ・ ハーグ証券準拠法条約については、いつ頃批准される見込みなのか。

今後、当該条約の公式解説書が今年中に作成され、各国に配布されて意見が求められる予定である。それを受けて最終的な報告書が取りまとめられると思われるので、その上で各国において、批准の可否について審議されることになると思う。

以 上

お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。